

社会福祉法人村上市社会福祉協議会 部会規程

令和3年3月17日 制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人村上市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)定款第33条第3項の規定に基づき、部会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の設置)

第2条 協議会に、総務福祉部会と介護事業部会を設置する。

(構成)

第3条 部会員は、協議会理事と評議員から選出する者のほか、会長が必要と認め
た者をもって充てる。

2 部会員は、各8名以内とする。

(所掌事務)

第4条 部会は、次に挙げる事項を所掌する。

- (1) 総務福祉部会 総務課・地域福祉課・生活支援課が所管する事項、その他会長が必要と認める事項
- (2) 介護事業部会 介護事業の経営に関する事項、介護事業課が所管する事項、その他会長が必要と認める事項

(任期)

第5条 部会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委嘱された部会員の任期は、前項の規定にかかわらず当該役職に在任する期間とする。
- 3 補欠による部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長・副部会長)

第6条 部会には部会長1名、副部会長1名を置く。

- 2 部会の部会長・副部会長は部会員の互選による。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 議決が必要な場合は、部会員の3分の2以上の出席をもって会議を開催し、過半数によって議決する。

3 部会長が必要に応じて、会議に部会員以外の者に出席を求めた場合、部会員以外の者はその会議に加わることができる。

(報告)

第8条 部会長は、部会の活動状況を協議会会長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は協議会事務局が行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月30日)

この規程は、令和5年6月30日から施行する。